主 文 原決定を取り消す。 請求人に対し、金五万二二〇三円を交付する。 理 由

本件即時抗告の趣意は、請求人の代理人弁護士浅井正が作成した即時抗告の申立書に記載されているとおりであるから、これを引用する。

所論は、要するに、本件被告事件すなわち請求人に対する脅迫被告事件(愛知中村簡易裁判所昭和五五年(ろ)第一一号)の確定判決の理由中において、Aに対し、Aに対し、と題で出状と題する文書を郵送して同人を脅迫したとの事実について犯罪の証明をできまま」との間で包括一罪の関係があるため同判決の主文において無罪の当法した。原決定は、かかる場合は刑訴法一八八条の二第一項にいうなされなかつたところ、原決定は、かかる場合は刑訴法一八八条の二第一項にいう「無罪の判決」があつた場合にあたらないと解し請求人の本件費用補償請求を棄却したけれども、費用補償の問題は単なる罪数評価ではなく、実質的な審理のみて判断すべきであり、原決定が、この点を判断することなり、ひいては憲法四日、より本件費用補償請求を棄却したのは、右条項の解釈を誤り、ひいては憲法四日、の趣旨に違反するものであるから、原決定を取り消したうえ、前記事件の審理に要した費用のうち三分の一に相当する額の補償を求めるというのである。

そこで検討するに、まず関係記録によると、次の経緯が認められる。

1 検察官は、請求人を被告人として昭和五五年九月一九日愛知中村簡易裁判所に、Bの名称で貸金業を営む被告人がCに対する返済請求にあたり別紙第一のとおりの脅迫文言を記載したB作成名義の文書を同人に郵送して同人を脅迫したとの事実(第一)とAに対する返済請求にあたり別紙第二のとおりの脅迫文言を記載したB作成名義の文書を同人に郵送し、引き続き、別紙第三のとおりの脅迫文言を記載したB代理人D作成名義の出頭呼出状と題する文書を同人に郵送して同人を脅迫したとの事実(第二)を公訴事実として公訴を提起し略式命令を請求した。

2 愛知中村簡易裁判所は、同月二六日検察官主張の前記第一、第二の各事実を認めて請求人を罰金八万円に処する旨の略式命令を発付したところ、請求人か公護人を通じ正式裁判の請求があつたので、同裁判所は本件被告事件である。そうして、同裁判所は本件被告事件である。そうして、同裁判所は本件被告事件である。そうして、同裁判所は本件被告事件である。そうして、同裁判所は本件を事理して、別表記載のとおり、第一回公判期日から第一八回公判期日まで審理して終対したが、その間訴因変更や釈明により、検察官は、以上三個の文書の郵送(Aに対する別紙第二の文言を記載した文書の郵送は昭和五三年六月一二日ころで、別紙第三の文言を記載した文書の郵送は昭和五三年六月一二日ころで、別紙第三の文言を記載した文書の郵送は同月一八日ころである。)はすべて請求との共謀による犯行であり、この三個の文書の各郵送すなわち本件各犯行の実書がよいずれも同人が単独で行なつたものであり、また、Aに対する二個の包括一罪にあたると主張するに至った。

4 前記裁判所は、審理の結果に基づき、第一九回公判期日において、請求人を 罰金六万円に処する旨の判決を言い渡したが、その判決では、罪となるべき事実の 第一として別紙第一記載の文言を記載した文書をCに郵送して同人を脅迫したとの 事実を掲げ、罪となるべき事実の第二としてEと共謀のうえ昭和五三年六月一二日 ころ別紙第二記載の文言を記載した文書をAに郵送して同人を脅迫したとの事実を 認定判示したが、別紙第三記載の文言を記載した「出頭呼出状」を同人に郵送して 同人を脅迫したという検察官の主張に対しては、判決の理由中で、Eが検察官主張 のとおりの脅迫文書郵送をしたことは認められるけれども、請求人が右文書を郵送 することまでEと通謀していたとの事実はこれを認めるに足りる証拠がなく、この点については犯罪の証明を欠くが、右事実は罪となるべき事実で認定した事実のうち別紙第二記載の文言を記載した文書の郵送という事実と包括一罪の関係にあるものと解されるから、とくに主文において無罪の言渡しをしない旨説示した。

5 弁護人は、昭和五八年一〇月二五日右判決を全部不服として名古屋高等裁判所に控訴の申立をし、次いで請求人も右同様控訴の申立をしたが(同年一一月四日受理)、請求人が、昭和五九年二月一五日控訴の申立を取り下げたため、同日、右判決は確定した。

できると、原決定が、右と異なり、所論指摘の理由により本件費用補償請求を 棄却したのは右条項の解釈適用を誤つたものといわなければならず、これが取消し を求める論旨は理由がある。

よつて、刑訴法四二六条二項により原決定を取り消し、更に次のとおり決定する。

請求人に対し、前説示の趣旨に照らし、前記のとおり本件判決の理由中で犯罪の証明を欠くとされた事実の審理に要した費用を補償すべきところ、関係記録によると、前記の第一回から第一九回までの各公判期日のうち、本件判決で罪となると事実として認定判示された事実の審理のみにあてられたことが明らかな第二回知事に関して要した費用を除き、その余の各公判期日においては、本件各公訴事に関して要した費用はそれが本件各公訴事実中どの事実にであるから、右各公判期日に関して要した費用はそれが本件各公訴事実中どの事実にでできないと認められ、したがつて、本件で認知の正明をしたものかを区別することができないと認められ、したがつて、本件で認知的で表した。といれて認められる本件審理の経過、弁護人の立証活動とその主張が認知された限度、起訴にかかる事実のうち犯罪の証明を欠くとした理由などにかんがみ、第

二回公判期日に関する部分を除き、別表計算書記載のとおり、刑訴法一八八条の六第一項に定める費用の範囲及び額について算出し、その合計額の三分の一をもつて犯罪の証明を欠くとされた事実の裁判に要した費用と認めるのが相当であり、これによると、請求人に対し金五万二二〇三円を交付すべきものと認められる。

以上の次第で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 山本卓 裁判官 杉山修 裁判官 鈴木之夫)

別紙

<記載内容は末尾1添付><記載内容は末尾2添付><記載内容は末尾3添付>別表

<記載内容は末尾4添付>